

共同活動支援交付金に係る業務方法書の一部改正（案）について

農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1778 号生産局長、農村振興局長通知）の一部改正に伴い、共同活動支援交付金に係る業務方法書（平成 19 年 4 月 16 日北海道農地・水・環境保全向上対策協議会）の一部を次のとおり改正します。

記

○今回の改正内容

実施状況調書の一部改正（第 9 条第 3 項関係）

会計検査院より活動組織の繰越額（積立金）の用途を明確化させるよう改善の処置要求がなされました。

このことから、発生した繰越額（積立金）の使用時期、使用内容等を報告することになりました。